



福岡市

許可番号 第07720043288号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 福岡市東区郷口町8番28号

氏 名 株式会社サンダイ

〔法人にあっては名称
及び代表者の氏名〕 代表取締役 出口 栄二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

福岡市長 高島 宗一郎



許可の年月日 令和 7年 10月 15日

許可の有効年月日 令和 12年 10月 14日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

事業の区分 中間処理業

処理方式 圧縮・梱包

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、以下余白

2. 事業の用に供する施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限り。）を記載すること。）

施設の種類 圧縮・梱包施設

設置場所 福岡市東区宮松一丁目11番3、4、5、6、7、8
（福岡市東区宮松一丁目11番3号）

設置年月日 平成25年10月15日

処理能力 廃プラスチック類 119.68t/日（8時間）

紙くず 128.40t/日（8時間）

繊維くず 120.00t/日（8時間）

金属くず 40.00t/日（8時間）

3. 許可の条件

中間処理及びその処理に付随する行為は、設置場所にある建屋内にて行うこと

4. 許可の更新又は変更の状況

令和7年10月15日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

なし

備考

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、産業廃棄物の種類に「含む」の記載がない場合はそれぞれを含まない。

複写厳禁